

2020年8月7日

社員による不祥事の発生について

この度、当社社員が会社の現金を着服していたことが社内調査により判明しました。経営改善に全社を挙げて取り組んでいる中、企業としての信用・信頼を失墜させるこのようなコンプライアンス違反事象を発生させましたことを深くお詫び申し上げます。今回の事象を厳粛に受け止め、今後再発防止に全社を挙げて努めてまいります。

1 不祥事の概要

2020年7月29日(水)、余市駅において、乗り越しなどの運賃精算時に収受した現金を収める収納箱内の金額が、駅長が事前に確認していた金額よりも少なくなっていることに気づいたため、窓口を担当していた社員に確認したところ、収納箱から500円硬貨1枚を抜き出し、着服していたことが判明しました。その後の調査で、2015年7月から2020年7月までの5年間にわたり、通勤に使う車のガソリン代や昼食代に充てる目的で、合計約27万円を着服していたことが判明しました。

なお、着服額については既に本人が全額弁済しています。

2 当該社員

余市駅 営業主任 男性 63歳

3 当該社員の処分

2020年8月7日付で懲戒解雇処分としております。

なお、本件については北海道警察に相談しております。

4 再発防止策

駅における現金取扱い方法の厳正及び内部管理体制の強化を図り、全社を挙げて再発防止に努めてまいります。